

熱中症見舞金制度のあらまし

1 熱中症見舞金制度の仕組み

北九州市シルバー人材センターの正会員及び特別会員が、センターが就業依頼を行った業務の就業中や、センターが主催する総会、ボランティア活動の参加中などに、熱中症により死亡又は入通院した時に、見舞金をお支払いする制度です。

2 見舞金をお支払いする場合と見舞金額

正会員及び特別会員が上記の活動中に、医師の診断により熱中症と診断され、死亡又は1泊2日以上入院もしくは通院加療(日帰り入院を含む)をした場合、次の表の金額を、熱中症見舞金として、対象者(死亡の場合は法定相続人代表者の方)に、お支払いします。

①死亡見舞金額	10万円
②入院見舞金(2泊3日以上)	5万円
③入院見舞金(1泊2日)	3万円
④通院加療見舞金額(日帰り入院含)	5千円

※④については、通院日数に関係なく一律5千円となります。

3 見舞金支給対象期間

毎年4月1日(始期)～翌年3月31日(終期)

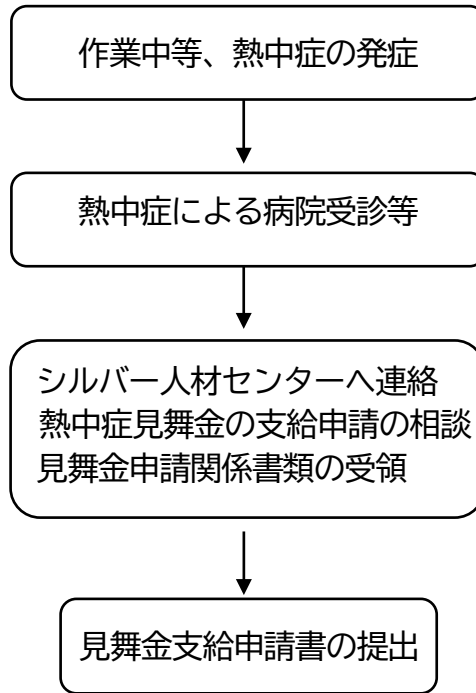
4 お問い合わせ先

公益社団法人北九州市シルバー人材センター 総務課：飯干、中嶋

TEL：093-922-4801 FAX：093-922-4818

【熱中症見舞金支給申請の流れ】

■支給対象者



■シルバー人材センター

